

マージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開する事が義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）下記に当社における情報提供項目を公開致します。

対象期間:2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

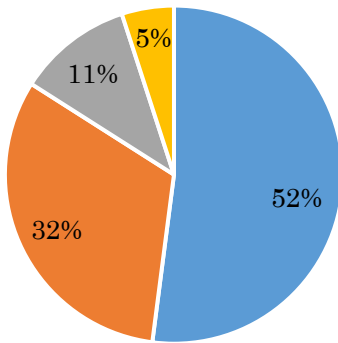
本社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1 丁目 13 番 12 号 西新宿昭和ビル 10F

派遣労働者の数	3 人
派遣先の数	3 社
マージン率	48%
労働者派遣料金	37,270 円
派遣期間中の派遣労働者の賃金	25,291 円
教育訓練に関する事項	派遣の概要、情報セキュリティ・マナー 新人研修、段階別技術研修

マージン率の内訳

■ 派遣労働者の賃金 ■ 会社運営費 ■ 法定福利費 ■ 交通費



マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、会社運営費、法定福利費、交通費が含まれております。

- 会社運営費：
事務所費／教育訓練費／新人育成費／有給休暇取得／労務管理費などの諸経費です。
- 法定福利費：
会社が負担する、労災保険／雇用保険／厚生年金保険／健康保険などの社会保険料です。
- 交通費：
派遣労働者に支払う通勤交通費です。

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している

・協定労働者の範囲 ソフトウェア作成者

・協定書の有効期間終期 令和 9 年 3 月 31 日